

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年3月27日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、「市民情報課の行為には財産の管理を怠る事実が2つあります。」と述べていますが、その具体的な内容は、「会議室に設置されていたテーブルタップを床下に収納し使用不能にしました。」とのことであり、財務会計上の行為等を示しているものと読み取ることはできません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。